

2026年4月24日

各位

会社名 太洋物産株式会社
代表者名 代表取締役社長 松島 伸介
(コード番号：9941 東証スタンダード)
問合せ先 総務部部长 井坂 勇登
電話：03-5946-8000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2026年6月下旬に開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

臨時株主総会の詳細につきましては、2026年4月20日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照いただくとともに、今後開催する当社取締役会において決定次第、あらためてお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 本株主総会に付議する「株式交換契約承認の件」が承認されることを前提に、この株式交換（以下、本株式交換といいます）の効力発生日（2026年7月1日）をもって株式会社いちごホールディングスが完全子会社となりますが、これに伴い、第2条（目的）の定めと同社関連事業を追加するものであります。
- (2) 本株主総会にて本株式交換が承認されることを前提に、同契約の効力発生日（2026年7月1日）をもって当社株式を新たに発行することとなりますが、これによる発行済株式総数の増加に従い、発行可能株式総数を法定上限まで引き上げるため、第6条（発行可能株式総数）の定めを変更するものであります。
- (3) 当社は監査等委員会設置会社であるため、定款上の監査役の記事を削除するため、第25条（取締役会の招集通知）、第27条（取締役会の議事録）に記載の監査役の定めを削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

現行定款	変更後
第1章 総則	総則
1 下記商品の貿易業、売買業、問屋業、仲立業及び代理業 (1) 米、麦類及び米麦粉、蕎麦、豆類、雑穀、	現行どおり

<p>澱粉、油脂類、製油原料、菜種等 子類、種苗、野菜、果実、茶葉、食肉、魚介藻、葉たばこ及び製造たばこ類、その他の農畜産物、水産物</p> <p>(2) 油粕、肥料、飼料及びそれらの原料</p> <p>(3) 砂糖、塩缶詰類、酒類、醤油、乾物、その他の食料飲料</p> <p>(4) 調味料、香辛料、甘味料等食品添加物、塩、食用油、乳製品</p> <p>(5) 家畜、家禽等動物、各種ペット、花卉、植木等植物</p> <p>(6) 鉄鋼、特殊鋼、非鉄金属及びそれらの製品、鉱産物、セメント</p> <p>(7) 石炭、天然ガス、石油、その他の燃料及び石油製品</p> <p>(8) 繊維原料、糸、織物、衣服等の繊維製品、毛皮、皮革及び皮革製品</p> <p>(9) 天然ゴム、木材、パルプ、紙類</p> <p>(10) 船舶、車輛、航空機及び部品、計測器、金属加工機械、電気、電子機械、電子部品、記録媒体、通信機器、家庭用・産業用電気機械器具、産業用ロボット、建設等産業機械、運輸運搬機械、食品加工及び調理機械器具、金物</p> <p>(11) 化学工業薬品、農業薬品、火薬、毒物、劇物薬、医薬品、医薬部外品、漢方薬、染料、顔料、装身具、日用品雑貨、古物</p> <p>(12) ビタミン、カルシウム、アミノ酸、クエン酸、ロイヤルゼリー、プロポリス、植物繊維、酵母等を主成分とした健康補助食品</p> <p>(13) 家具、什器備品、文房具、出版物、印刷物及び映像物</p> <p>(14) 各種スポーツ用品、遊戯具及びその部品</p> <p>(15) 防犯・防火・防災・医療・救急に関する用品、用具、機器及びシステム</p> <p>(16) 貴金属、宝石、美術工芸品</p> <p>2 前号に関連する製造加工業</p> <p>3 農林水産業及び畜産業</p> <p>4 倉庫業、陸上輸送業、海上輸送業、航空輸送業、運送取扱業及び運送代理業</p> <p>5 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハ</p>	<p>現行どおり</p> <p>3 <u>飲食業並びにそれらの事業を営む子会社の経営管理</u></p> <p>(以下項数繰り下げ、現行どおり)</p>
---	--

<p>ウ、システム技術、コンピュータソフトウェア、コンテンツの取得、企画、制作、賃貸、販売、運用及び請負業</p> <p>6 オフィス・オートメーション機器の企画、開発、製造、販売、設置工事及び保守管理業</p> <p>7 情報の収集・処理及び提供、その他の情報サービス業及び放送事業</p> <p>8 有価証券の売買、金銭の貸付、債務の保証・引受、債権の売買及びその他の金融業</p> <p>9 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資売買業及び商品投資顧問業</p> <p>10 スポーツ施設、工業技能教育施設、医療施設、介護施設、薬局、飲食店の経営、旅館業及び旅行業</p> <p>11 各種イベントの企画及び運営</p> <p>12 労働者派遣事業</p> <p>13 発電機、蓄電池の販売、電力の売買、発電及び電気の供給</p> <p>14 土木、建設工事の設計監理及び請負業</p> <p>15 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業</p> <p>16 総合リース業及びその仲介業</p> <p>17 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>18 前各号に関連する顧客の仲介、斡旋業務</p> <p>19 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、検査、分析及びコンサルティング業</p> <p>20 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4,000,000</u>株とする。</p> <p>第7条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>10,000,000</u>株とする。</p> <p>第7条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
--	--

<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名をしてこれを当会社に保存する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月30日(予定)
定款変更効力発生日	2026年6月30日(予定)

なお、第2条、第6条の内容につきましては、2026年6月下旬に開催予定の当社臨時株主総会にて本株式交換が承認可決されることを条件としております。

以 上